附属書Ⅱ　第七条2に規定する適合しない措置

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）

(b)　第三条（最恵国待遇）

(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条2の規定に従って、留保事項に掲げる分野又は活動について適用しないものを特定する。

(c)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

日本国の表

一	二	三	四	五
分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務
全ての分野 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　コートジボワール共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　コートジボワール共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野 最恵国待遇（第三条） 1　日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　航空 (b)　漁業 (c)　海事（海難救助を含む。）	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、コートジボワール共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	航空宇宙産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）

	六	七	八	九	十	十一	十二
概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要
日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	武器・火薬産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	エネルギー産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、電気業、ガス業及び原子力産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給	情報通信業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	土地取引に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	運輸業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。